

Q18 実地棚卸の実施や立会時には、未開封の箱も開封してカウントすべきでしょうか。

A18 全ての箱を開封してカウントすることが、実地棚卸の基本的な考え方になります。ただし、実務上、総合的に判断してカウントを省略する場合もあり得ます。カウントを省略できる場合を、在庫の特性等に応じて、予めルール化しておくことが望ましいものと考えられます。

解説

・全ての箱を開封してカウントすることが実地棚卸の基本的な考え方ですが、実務上、総合的に判断してカウントを省略する場合もあり得ます。カウントを省略できる一律的な判断指針はありませんが、例えば、以下のように考えることができます。

①納入荷姿のまま開封されずに顧客に出荷される商品については、供給業者が箱に貼付した現品票等に印字されている数量をもって、実地棚卸数量とすることが考えられます。

②箱を開封することによって商品価値を毀損するおそれがある場合などは、供給業者が箱に貼付した現品票等に印字されている数量をもって、実地棚卸数量とすることが考えられます。

③納入荷姿のままロット単位で袋に封詰めされている部品等については、複数ある袋のうちの一つを実際にカウントした結果、供給業者が袋に貼付した現品票等に印字されている数量と一致していれば、他の袋についても現品票等に印字されている数量を実地棚卸数量とすることが考えられます。

④通箱等にて納入される部品等で、特に封詰めされていないものは、納入荷姿のままであっても、実際にカウントすべきと考えられます。

・総合的に判断してカウントを省略する場合であっても、実地棚卸の立会時には、箱の外観を確かめる、必要に応じて重量を量るなどの方法で、未開封の物品に不自然な点がないかどうかを確かめることが必要です。

・どのような場合にカウントを省略できるのかについて、保有する在庫の特性に応じ、予めルール化しておくことが望ましいと考えられます。